

老計発第
老振発第
老健発第
平成 15 年 月 日
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

医療資源の有効活用と介護基盤整備促進を図る観点から、既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合に、施設及び設備基準の一部について特例措置を設けるもの。

第2 改正の概要

1 転換特例の対象

平成 14 年 4 月 1 日時点において現に存在する病院の療養病床又は一般病床を転換して、平成 18 年 3 月 31 日までに開設される介護老人保健施設

2 転換特例の内容

(1) 療養室及び機能訓練室の面積

開設の許可を受けた日から 5 年間は、療養病床並みの基準でよいこととし、それ以降については、本来の介護老人保健施設の基準（療養室についてはこれに準ずる基準でも可）が適用されることとした。

（2）廊下幅

転換にあたって、介護老人保健施設の基準に適合させることが困難な場合は、療養病床並みの基準でよいこととした。

第3 関係通知の改正

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 12 年老企第 44 号）第 3 の 4 の（4）次に以下の（5）を加える。

（5）平成 14 年 4 月 1 日時点において医療法上の開設許可を受けている病院の建物内の療養病床又は一般病床（平成 12 年医療法改正に伴う病床区分の届出（平成 15 年 8 月末まで）を行う前のいわゆる経過的旧その他の病床又は経過的旧療養型病床群に係る病床を含む。）を転換して、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開設される介護老人保健施設（病院併設型の既存の介護老人保健施設の入所定員を増員する場合を含む。）について、療養室等の基準に関する以下の特例を設けることとした。

① 療養室の床面積
療養室の入所者一人あたりの床面積について、開設の許可を受けた日から 5 年間は、「6.4 m²以上（医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号）附則第 6 条の規定（病床転換による療養病床に係る床面積の特例）の適用を受けるものについては、6.0 m²以上）」でよいこととし、それ以降は、介護老人保健施設の本来の基準である「8 m²以上」が適用されること

記

第1 改正の趣旨
医療保険における長期入院の特定療養費化に伴って退院する者の受け皿として、

とした（基準省令附則第9条及び第10条関係）。ただし、談話室に近接する療養室の場合は、「当該談話室の一人当たり面積と合算して8m²以上」であればよいこととした（基準省令附則第8条関係）。

なお、「療養室が談話室に近接して設けられている」とは、談話室と同じ階にあって、療養室の入所者が療養生活上、当該談話室と当該療養室とを一体的に利用できる場合をいう。

② 機能訓練室

開設許可等を受けた日から起算して5年を経過する日までの間においては、「40m²以上」でよいこととし、それ以降は、介護老人保健施設の本来の基準である「1m²に人所定員数を乗じて得た面積以上」が適用されることとした。（基準省令附則第11条関係）。

③ 廊下幅

介護老人保健施設の本来の基準である「1.8m以上（中廊下は2.7m以上）」の基準に適合させることができない部屋については、「1.2m以上（中廊下は1.6m以上）」で差し支えないこととした（基準省令第12条関係）。ただし、その場合は車いすやストレッチャーのすれ違いができるよう、必要な待避部分を設けなければならないことをとする。

第4 開設許可にあたっての留意点等

1 特例措置に基づく介護老人保健施設については、施設及び設備基準のうち特例措置以外の部分、人員基準、運営基準並びに介護報酬は、現行の介護老人保健施設と同様とする。

2 介護老人保健施設への転換にあたっては、病棟単位（各医療機関の看護体制の1単位を指すもの）で転換するなど、同一病院建物内的一部を転換することは差し支えないこと。ただし、その場合であっても、同一建物内に病院等と介護老人保健施設が共存する場合のこれまでの取扱いと同様、施設の区分を明確にすること（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）第3の3の(8)）及び同一階に病院と介護老人保健施設が共存するものは原則として認められること（同(9)）に留意すること。

3 今回の特例措置を利用して介護老人保健施設を開設しようとする各事業者は、開設許可申請時において、療養室等に係る開設許可から5年以内の療養環境改善計画を開設許可提出時に提出することとし、また、開設許可から3年目を目途

に当該施設の療養環境改善に向けた取組状況を都道府県知事に報告することとする。

4 今回の特例措置を講じることにより、平成15年4月1日から平成18年3月31までの間は、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものと、特例措置とは関係なく新たに施設を整備するものの2種類の開設が行われることとなるが、そのいずれについても、都道府県の介護保険事業支援計画の範囲内で行わることが必要である。

また、新たに施設を整備して開設するものに係る各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の事務としては、年度の第1・四半期頃に事前協議を受け付けた後、所要の手続きを経て、第3・四半期から第4・四半期に国庫補助協議対象施設を決定するといった流れが一般的であると考えられるが、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものの開設に係る事務についても、こうした事務の流れの中に適切に位置づける必要がある。

以上のことから、今回の特例措置を利用して介護老人保健施設を開設しようとする事業者には、開設許可申請に先立つて、できるだけ早い時期に事前に事業者と相談を行うことなどが求められる。こうしたことについて、関係者に十分な周知を図ること。